

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2024/7/29号 (No. 588)

=====

○ 法律・法規等

1. 湖北省知的財産促進と保護条例、第2次審査に進む 「サービスと激励」を追加(中国保護知識産権網 2024年7月25日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局、知的財産権金融研究基地を浙江省に設立(中国保護知識産権網 2024年7月24日)
2. 全国知的財産権部門計画活動会議が河北省雄安で開催(国家知識産権網 2024年7月23日)
3. 財政部等が專利料金政策の調整及び最適化に関する通知を発表(中華人民共和国財政部公式サイト 2024年7月23日)
4. 国家知識産権局盧副局長が PhRMA 副理事長と会談(国家知識産権網 2024年7月22日)
5. 中国、專利開放許諾実施における紛争解決の新制度を発表(中国政府網 2024年7月19日)
6. 国家知識産権局申長雨局長と GCC マサディ長官がジュネーブで会談(国家知識産権網 2024年7月19日)
7. 国家知識産権局とデンマーク特許商標庁が長官会合を開催(国家知識産権網 2024年7月18日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 北京市、外資系企業向けにサービス業の開放拡大を推進＝医療やデータ分野での特別措置を発表(北京市政府公式サイト 2024年7月18日)

【その他地域】

2. 湖南省の地方標準「專利価値評価指南」が公表 9月12日より施行(国家知識産権網 2024年7月24日)
3. 内モンゴル、農業機械製造とモンゴル医薬産業專利導航成果発表会を開催(国家知識産権局 Wechat 公式アカウント 2024年7月24日)
4. 武漢オプティカルバレー、全国初のデータ知財サービスステーション設立(武漢市人民政府公式サイト 2024年7月19日)
5. 山西省、データ知的財産権登録管理弁法を試行(中国知識産権資訊網 2024年7月19日)

○ 司法関連の動き

1. 全国の裁判所で1～6月に受理した知的財産1審事件は24万件超(中国保護知識産権網 2024年7月23日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華北地域】

1. 北京市検察機関、京津冀地域の知的財産犯罪に多角的対策(中国保護知識産権網 2024年7月25日)

【華東地域】

2. 「中国の竹製冷感マットの都」安吉県、知的財産権保護を強化(中国保護知識産権網 2024年7月24日)

○ 多国籍企業のイノベーションと知財動向

1. バイエル社、中国で過去最高額の特許賠償を獲得—上海市、知的財産権保護の強化に注力(上海市知識産権局 Wechat 公式アカウント 2024年7月25日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 国内初のアルゴリズム登録サービスセンター、北京市門頭溝区で開設(北京市門頭溝区政府公式サイト 2024年7月25日)

2. 海外進出を支えるプラットフォーム「智南針網」、中国新聞業界の融合発展革新事例に選出(中国知識産権資訊網 2024年7月10日)

○ 統計関連

1. WIPOの技術・イノベーション支援センター、中国での活動成果を発表(中国知識産権資訊網 2024年7月25日)

○ その他知財関連

1. 中国と韓国、著作権業界の発展を目指し戦略的協力協定を締結(中国国際貿易促進委員会公式サイト 2024年7月24日)

●ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 湖北省知的財産促進と保護条例、第2次審査に進む 「サービスと激励」を追加★★★

7月23日、湖北省第14期人民代表大会常務委員会の第11次会議が開かれ、「湖北省知的財産権促進と保護条例(草案二審稿)」が審議された。この二審稿では、「サービスと激励」という新たな章が追加され、知的財産の公共サービスおよび激励支援に関する規定が一層強化されている。

条例草案の改正過程では、知的財産公共サービスの供給を強化し、社会サービス機関の発展を支援し、知的財産の促進と激励を強化することが求められた。具体的には、知的財産公共サービスプラットフォームの構築、知的財産代理・運営・評価機関の発展支援、知的財産権の創造と活用を促進する政策の強化が提案されている。

さらに、政府および関連部門による知的財産権関連の評価やプロジェクト審査、サービス機関の認定、人材評価などが、知的財産権の質とその転化運用を重視する方向で進められることが強調された。自主知的財産権を持つプロジェクトに対しては、資金補助やリスク補償、ベンチャー投資誘導などの方法を通じて優先的に支援が行われることとされている。

(出典：中国保護知識産権網 2024年7月25日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/dfhb/202407/1986975.html>

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局、知的財産権金融研究基地を浙江省に設立★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）の知的財産権発展研究センターはこのほど、未来科学技術都市管理委員会と共同で、知的財産権金融研究基地を設立した。この研究基地は、知的財産権金融活動の展開、知的財産権金融革新研究の情報と報告書の編集、地域の知的財産権革新事例の発掘などを展開する予定である。

また、設立式典で浙江省における知的財産権証券化サービスの総合体の建設が正式にスタートされた。このサービス総合体は、銀行、証券会社、資産評価会社、法律事務所、会計事務所、知的財産権代理会社などのサービス機関を連携させ、知的財産権証券化サービスの「全チェーン」を形成し、金融と知的財産権の結合を促進することを目的としている。これにより、知的財産権の金融活用と市場化をさらに推進し、関連産業の発展に寄与することが期待されている。

(出典：中国保護知識産権網 2024年7月24日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/zj/202407/1986946.html>

★★★2. 全国知的財産権部門計画活動会議が河北省雄安で開催★★★

7月16日、2024年度の全国知的財産権部門計画活動会議が河北省雄安で開催された。中国国家知識産権（CNIPA）の李耽陸副局長と国家発展改革委員会の関係責任者が出席した。

会議では、重点活動に焦点を合わせ、統計作業を確実に進め、イノベーション制度の徹底を促進することにより第14期五か年計画に定められた目標の高品質な達成に取り組むことが強調された。また、経済活動の重要な一環である知的財産権の位置付けを強化し、第15期五か年計画（「十五五」計画）において知的財産権活動で国家経済発展を一層支えるよう、「十五五」計画の高品質な編成を目指すことを要請した。

河北、上海、安徽、重慶、陝西の代表が会議で演説し、各地方の知的財産権管理部門の責任者が会議に参加した。

(出典：国家知識産権網 2024年7月23日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/7/23/art_53_193867.html

★★★3. 財政部等が專利料金政策の調整及び最適化に関する通知を発表★★★

7月23日、財政部及び国家發展改革委員会が、專利料金政策の調整及び最適化に関する通知を発表した。

同通知においては、国家知識産権局や各地の財政局（庁）及び發展改革委員会等に対して、中華人民共和國專利法及び実施細則等の関連規定に基づき專利料金政策を調整及び最適化するとして関連事項を通知している。

具体的には、1. 專利権者が專利権の存続期間補償を請求し、条件に適合するときは、当該期間分の專利権維持費用を支払わなければならない、2. 專利開放許諾実施期間中の專利権維持費用の減免は15%とする、ただし、他の減免制度が同時に適用される場合、最も有利な方を選択して適用することができ、重複しては適用することはできないなどとしている。

（出典：中華人民共和國財政部公式サイト 2024年7月23日）

https://szs.mof.gov.cn/zt/mlqd_8464/zcgd/202407/t20240723_3940099.htm

★★★4. 国家知識産権局盧副局長がPhRMA副理事長と会談★★★

7月16日、中国国家知識産権局（CNIPA）の盧鵬起副局長が北京で、同局を訪れた米国研究製薬工業協会（PhRMA）のKevin Haninger副理事長と会談し、中国の医薬品知的財産権保護に関する法律、法規及び政策について踏み込んだ意見交換を行った。

盧副局長は、知的財産権保護を高く重視し、国内外企業の知的財産権を平等に保護する政策を堅持している中国政府の方針を強調した上で、国内外製薬企業の知的財産権保護を強化する法律や制度の整備における動きを説明した。また、各界の声に真摯に耳を傾け、公平で公正な、開放的で透明なイノベーション環境と市場環境の構築に一層寄与したいと語った。

Haninger副理事長は、中国が近年、医薬品の知的財産権保護で取得した進展を称賛し、具体的な政策について意見とアドバイスを共有した。さらに、中国の知的財産権管理部門との交流を引き続き深めていきたいと表明した。

（出典：国家知識産権網 2024年7月22日）

http://www.cnipa.gov.cn/art/2024/7/22/art_53_193859.html

★★★5. 中国、專利開放許諾実施における紛争解決の新制度を発表★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は最近、專利開放許諾（特許オープンライセンス）の実施過程で発生する紛争の迅速な解決を狙い、「專利開放許諾実施紛争調停活動弁法（試行）」を作成し発表した。

「弁法」は総則、事件受理、事件調停、調停終了、附則の五章からなり、全30条で構成されている。具体的には、調停員の選定手順、調停員の人数、回避すべき状況、調停員の活動要件、当事者の権利と義務、不適切な行動に対する懲戒措置、調停の実施手順と期限、調停合意書の主な内容および有効条件、調停の終了条件などが明確に規定されている。

この「弁法」により、専利開放許諾実施に伴う紛争の調停が制度的に保障され、特許権者とライセンスの間での紛争が円滑に解決され、技術の普及と利用が促進されることが期待される。

(出典：中国政府網 2024年7月19日)

https://www.gov.cn/zhengce/202407/content_6963630.htm

★★★6. 国家知識産権局申長兩局長とGCC マサディ長官がジュネーブで会談★★★

7月10日、世界知的所有権機関(WIPO)の第65回加盟国総会の会期中、中国国家知識産権局(CNIPA)の申長兩局長が湾岸協力理事会(GCC)特許庁のアハメド・マシャディ長官と会談を行った。

申局長は、マシャディ氏がGCC特許庁長官に就任したことを祝賀し、2006年以来、双方が人材育成、特許検索・審査サービス、情報交流などの分野で実りある交流と協力を行ってきたことに言及した上で、今後も共に努力し、協力関係をさらに強化・深化させることを期待していると語った。

マシャディ長官は、中国側に第三回「一帯一路」知的財産権ハイレベル会議に招待されたことに感謝の意を表し、長年にわたる双方の実務的な協力成果を高く評価した。また、今後も人材育成や能力向上などの分野での協力を継続し、双方の関係を一層深化させていく意向を示した。

(出典：国家知識産権網 2024年7月19日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/7/19/art_53_193832.html

★★★7. 国家知識産権局とデンマーク特許商標庁が長官会合を開催★★★

7月10日、スイス・ジュネーブにて、中国国家知識産権局(CNIPA)の申長兩局長とデンマーク特許商標庁(DKPTO)のソレンセン長官が会談を行い、双方の最新の動向と共通の関心事について意見交換が行われた。この会談は、両庁間の良好な交流と協力関係をさらに強化することを目的としている。

CNIPAとDKPTOは、近年、相互の関係を着実に発展させ、定期的に知的財産権に関する交流会を共同で開催してきた。申局長は会談の中で、過去一年間に中国が知的財産の転化・利用推進、関連法律・規則の整備、審査業務の質と効率の向上など、多くの進展を遂げたことを紹介した。また、これらの進展が知的財産権保護環境の改善に寄与していると強調した。

申局長は、今後もデンマーク特許商標庁との交流を強化し、実務的な協力プロジェクトを推進する意向を明らかにし、両国のユーザーにより良いサービスを提供するために協力していくことを提案した。ソレンセン長官は、CNIPAとの2国間協力関係を高く評価し、今後の協力分野を一層拡大する意向を表明した。

両庁の共同で開催される知的財産権交流会は、両国産業界からも歓迎されており、国際的な知的財産権の保護と利用に向けた取り組みが、さらに強化されることが期待される。

(出典：国家知識産権網 2024年7月18日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/7/18/art_53_193806.html

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 北京市、外資系企業向けにサービス業の開放拡大を推進＝医療やデータ分野での特別措置を発表★★★

北京市商務局はこのほど、「北京市サービス業の開放拡大の深化による外商投資促進実施方案」を発表した。この計画は全国に先駆けて、データ、医療、人的資源などの分野における開放を実現し、外資系企業に対する便宜をさらに図るための一連の措置を盛り込んでいる。

「方案」によると、北京市は条件に合致する外資系企業に対して、データのクロスボーダー流動に関する優遇ルートを提供する。医薬品関連企業を突破口として、医薬・ヘルスケア業界の外資系企業に対するデータ越境の推進を加速させ、外資医薬品関連企業のデータ越境申告に対して率先して優遇ルートを設けることが明らかにされた。

医療分野の開放も強化される。条件を満たす医療機関が幹細胞などの臨床試験を展開することを支援し、幹細胞と遺伝子研究開発における国際協力を促進する。さらに、北京における香港・マカオ企業のヒト遺伝資源管理サービスの利便性を高める施策も講じられる。また、国家の関連計画に基づき、自由貿易試験区内で条件に合致する外資系企業を選出し、遺伝子診断および治療技術の開発・応用に関する開放拡大の試行を行う。

さらに、「両区（国家サービス業開放拡大総合モデル区、中国（北京）自由貿易試験区）」の整備が進む中で、北京は100を超える多国籍企業による研究開発センターの設立を誘致し、6000社以上の外資系企業が北京での事業展開を行っている。世界のトップ500企業の北京本社数は世界都市中で最も多い状況を維持している。

（出典：北京市政府公式サイト 2024年7月18日）

https://www.beijing.gov.cn/ywdt/gzdt/202407/t20240718_3752094.html

【その他地域】

★★★2. 湖南省の地方標準「専利価値評価指南」が公表 9月12日より施行★★★

湖南省は、地方標準として新たに「専利（特許、実用新案、意匠）価値評価指南」を正式に発表し、9月12日より施行されることとなった。この指南は、専利の価値評価とその転化運用を実践的に支援するためのものである。

指南には、技術革新のポテンシャルやマーケット動向、運営戦略、法律的側面、経済的価値など、多角的な評価要素が盛り込まれている。具体的には、排他的開発、技術潜在力、量産制御可能、市場開拓、発展見通し、投資効果という6つの一次指標と52の二次指標を通じて、専利の転化見通し、予想される利益、潜在的なリスクを総合的に評価する体系が確立されている。

この「指南」の制定は、技術型企業が直面する資金調達の問題を効果的に解決し、専利の実用化と市場化を促進するための重要なステップである。湖南省において、これは無形資産評価制度の整備と公正な市場化専利評価システムの確立を目指すものであり、地域経済のイノベーション促進と産業の高度化に重要な意義があるとみられている。

（出典：国家知識産権網 2024年7月24日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/dfhn/202407/1986985.html>

★★★3. 内モンゴル、農業機械製造とモンゴル医薬産業専利導航成果発表会を開催★★★

内モンゴル自治区の市場監督管理局（知識産権局）が主催し、バヤンノール市で開催された同自治区の農業機械製造とモンゴル医薬産業における専利導航（中国版 IP ランドスケープ）成果発表会において、技術発展を支える重要なデータを盛り込んだ二つの産業の専利導航成果報告書が発表された。

発表会で専門家が知的財産権制度と専利導航の実務について講義を行い、専利導航総合サービスプラットフォームの利用方法を説明した。

市場監督管理局の責任者は、政策的指導や専利情報分析を引き続き強化し、企業やイノベーターが専利導航の成果を活用できるよう支援する方針を示し、さらに企業や大学、研究機関による高価値特許の育成、転化、取引を引き続きサポートしていると表明した。

（出典：国家知識産権局 Wechat 公式アカウント 2024 年 7 月 24 日）

https://mp.weixin.qq.com/s/lup6qFpmfAnc--S_I1rkdA

★★★4. 武漢オプティカルバレー、全国初のデータ知財サービスステーション設立★★★

最近、湖北省知識産権局の承認を受け、武漢光谷（オプティカルバレー）と呼ばれる武漢東湖新技術開発区に、データ知的財産総合サービスステーションを設立することが決定された。データ知的財産の価値評価、取引および金融サービスを中心に、湖北省企業に対してサービスを提供するものであり、全国初の試みである。

データ知的財産とは、法に基づいて収集され、一定のアルゴリズムで加工され、実用価値と知的成果の属性を持つデータのことである。今回のサービスステーション設立においては、独自の証拠預託プラットフォームが構築される。ブロックチェーン技術の分散型ストレージ、改ざん不可能、秘密保持およびトレーサビリティなどの特性を活用して、市場主体に対して効率的かつ迅速な証拠預託サービスが提供されることとなる。

さらに、データ知的財産運営プラットフォームを構築し、公共データ資産の運営モデルを探求することで、科学技術革新型企業の多様化する資金調達ニーズに焦点を当て、データ知的財産を活用した担保融資の拡大を推進する。また、データ知的財産の証券化や保険サービスの探索も進める予定である。

（出典：武漢市人民政府公式サイト 2024 年 7 月 19 日）

https://www.wuhan.gov.cn/sy/whyw/202407/t20240719_2430629.shtml

★★★5. 山西省、データ知的財産権登録管理弁法を試行★★★

先日、山西省市場監督管理局、山西省高級人民法院、山西省人民検察院を含む 10 の部門が共同で「データ知的財産権登録管理弁法（試行）」を公表した。山西省におけるデータ知的財産権の登録作業を規範化し、データ知的財産権の保護を強化し、データ要素の効率的な流通と利用を促進すること

を目的としている。この「弁法」は公表日から実施され、試行期間は2年間である。

「弁法」は、総則、登録申請、登録審査と承認、登録証書の撤回、変更、更新、取り消し、管理と運用、附則の6章29条から構成されている。登録証書は、登録主体が該当するデータを保有していることの証明として機能し、データの取引、収益分配、担保融資、権利行使の根拠として活用される。

さらに、発展改革委員会、工業情報化、市場監督（知的財産）、データ、銀行、証券、法院、検察院、司法などの関係部門は、登録証書の利用を積極的に推進することが求められている。

（出典：中国知識産権资讯网 2024年7月19日）

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=140332

○ 司法関連の動き

★★★1. 全国の裁判所で1～6月に受理した知的財産1審事件は24万件超★★★

最高人民法院（最高裁）が7月19日に発表されたデータによると、今年1月から6月までの期間に、全国の裁判所で受理された知的財産に関する第一審の事件数が24万件を超え、前年同期比で1.17%の増加を記録した。この内訳を見ると、刑事事件が4273件で44.02%増、民事事件が22.6万件で0.81%増、行政事件が1.1万件で2.94%減となっている。

各裁判所は、市場における公平な競争の維持と科学技術イノベーションの支援に注力しており、職権を積極的に行使している。特に、調停を通じた知的財産権紛争の解決が増加しており、今年上半期における第一審民事事件の調停による取り下げ率は74.45%に達し、これは前年同期よりも4.84ポイントの上昇を見せている。

（出典：中国保護知識産権網 2024年7月23日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/zgrmfy/202407/1986940.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華北地域】

★★★1. 北京市検察機関、京津冀地域の知的財産犯罪に多角的対策★★★

北京市検察院は全市に設置した14の知的財産検察オフィスを通じて、京津冀（北京、天津、河北）地域の検察連携において主導的な役割を果たし、知的財産権保護の横断的協力を絶えず強化している。2021年以降、北京市の検察機関は京津冀地域をまたぐ知的財産権刑事事件を93件受理した。容疑者数は208人に上る。これには、全国初の冬季オリンピック関連の著作権侵害事件も含まれている。

2021年9月、北京、天津、河北の検察機関は知的財産権、インターネット、金融セキュリティーに関する協力事業の実施で合意に達した。この合意を実行するために、北京市の検察機関は、地域をまたぐ知財犯罪摘発メカニズムの整備、ビッグデータの活用、企業コンプライアンスへの支援、重大事項特別検察チームの編成など、多岐にわたる対策を講じ、横断的協力の推進と知財犯罪の摘発強化に取り組んできた。

（出典：中国保護知識産権網 2024年7月25日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/bj/202407/1986986.html>

【華東地域】

★★★2. 「中国の竹製冷感マットの都」安省、知的財産権保護を強化★★★

浙江省安省は、中国全国の竹製冷感マット市場の70%以上を供給する「竹製冷感マットの都」として名高い。この地域が国内外から注目を受ける中、地元の市場監督管理局（知識産権局）は、竹製冷感マット産業における知的財産権の全面的な保護に注力している。

具体的には、商標権侵害に対する取り締まりの強化に加え、企業や消費者が商標権の苦情を申し立て、通報できる手段を拡充している。これにより、社会全体での知的財産権保護への協力体制が築かれつつある。

さらに、市場監督管理局は事業主や市民に対し、商標違法行為を自発的に拒否するよう指導し、知的財産権を尊重する文化を育成するための取り組みを行っている。

取り組みの一環として、同局はこれまで特別行動を5回実施し、180以上の経営主体を無作為に検査した。その結果、38件の知的財産権関連事件が取り扱われ、そのうち10件が公安機関に移送された。

（出典：中国保護知識産権網 2024年7月24日）

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=140350

○ 多国籍企業のイノベーションと知財動向

★★★1. バイエル社、中国で過去最高額の特許賠償を獲得—上海市、知的財産権保護の強化に注力★★★

ドイツの化学・製薬大手バイエル社は、中国深センの医療機器企業との間で発生した高圧注射器バレルの特許侵害紛争に勝訴し、総額2562万元の損害賠償を獲得した。これは中国ライフサイエンス分野における過去最高額の特許賠償であると報告されている。同社の中国知的財産担当者である劉紅強氏は、この結果を受けて、中国市場への投資拡大と新薬の導入を進める意向を示した。

一方、上海に拠点を置くアストラゼネカやレゴグループなどの外資系企業も、一連の知的財産保護事例を通じて、上海の外国関連知財保護に対する強い決意を確認し、これにより中国市場での活動をさらに拡大しようとしている。これらの企業は、上海市が知的財産権の保護に真剣に取り組んでいることを実感し、革新への意欲を新たにしている。

上海市知識産権局の余晨副局長は、外資系企業への知的財産権保護の強化が、一流のビジネス環境を構築する上で不可欠であると強調している。具体的に、上海市は医薬品調達分野での知的財産権保護を強化し、医薬品特許紛争の早期解決メカニズムや企業の自主的な承諾制度を導入するなど、効率的な解決策を推進している。このような取り組みにより、ドイツのベーリンガーインゲルハイム、スイスのロシュ、日本の武田薬品などの国際的な製薬企業が特許紛争を効果的に解決しており、上海の知的財産権保護の姿勢が国内外から高い評価を受けている。

（出典：上海市知識産権局 Wechat 公式アカウント 2024年7月25日）

<https://mp.weixin.qq.com/s/EIEhhXiPQqi6cwRFIV1xUw>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 国内初のアルゴリズム登録サービスセンター、北京市門頭溝区で開設★★★

7月24日、北京市の門頭溝区に位置するAI計算センター「京西智谷」にて、北京アルゴリズム登録サービスセンターが正式に開設された。これは全国で初めて設立されたアルゴリズム登録サービスセンターであり、アルゴリズムモデルの展示、取引の仲介、技術支援、産業サービスを一体化した機能を有している。企業に対しては、アルゴリズムの取引、成果の展示交流、革新の推進などのサービスを提供する。開設式では、初期の加盟企業6社に対して銘板が授与された。

センター稼働後、北京市知識産権局の既存の登録プラットフォームは門頭溝区に端末を開設し、サービスセンターはアルゴリズムの知的財産権登録サービスを行うことが可能になる。

また、門頭溝区内にデータ取引プラットフォームのサービス端末を設け、北京国際ビッグデータ取引所と共にアルゴリズム登録モジュールの開発を進める予定である。さらに、門頭溝区の各関連部門と連携して、知的財産権の苦情や紛争の処理、リスク警告などの法律サービスも展開する。

(出典：北京市門頭溝区政府公式サイト 2024年7月25日)

<https://www.bjmtg.gov.cn/bjmtg/ysxx/202407/41bd83d03964438489dfce723c17f91a.shtml>

★★★2. 海外進出を支えるプラットフォーム「智南針網」、中国新聞業界の融合発展革新事例に選出★★★

最近、国家新聞出版署が公表した第4回中国新聞業界融合発展革新事例のリストにおいて、全国から60の革新事例が選ばれた中で、「智南針網」が入選した。

このプラットフォームは、国家知識産権局の指導の下、中国知識産権報社によって運営されており、2015年のサービス開始以来、国際展開を目指す中国企業及び知的財産権サービス機関に対して知財関連情報の提供を行っている。数年にわたる取り組みを経て、このプラットフォームは、単なるウェブサイトから、ウェブサイト、微信(WeChat)サービスアカウント、微信ミニプログラム、およびオフラインのサロン活動を統合した海外知的財産権情報の総合プラットフォームへと進化している。これにより、企業が海外で直面する知的財産権に関する情報やサービスのニーズを全方位的に満たすことが可能となっている。

今後も、「智南針網」は、技術革新、サービス展開、国際協力などの分野で持続的に力を入れ、中国企業のグローバル展開をより強かにサポートし、保障する計画である。このプラットフォームの成長は、中国企業が世界市場で競争する上での重要な支えとなっており、その活動は今後も注目される。

(出典：中国知識産権资讯网 2024年7月10日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=140286

○ 統計関連

★★★1. WIPOの技術・イノベーション支援センター、中国での活動成果を発表★★★

世界知的所有権機関（WIPO）が最近発表した 2023 年技術・イノベーション支援センター（TISC）報告書によると、昨年末時点で WIPO は 93 カ国に 1494 の TISC を設置し、特に中国では 31 の省レベル行政区域に 100 以上のセンターが設立され、活発に活動している。

報告書は、中国の TISC がイノベーターの研究開発活動を積極的に支援し、創造から市場投入に至るまでの過程を全面的にサポートしていることを強調している。具体的には、昨年だけで 19 万 5000 件以上の知的財産権サービス要求に対応し、2 万件以上の知的財産権検索・分析レポートを発行した。

さらに、中国の TISC は昨年、3000 回以上の知財保護意識向上イベントと 4000 回近い研修イベントを実施し、これに参加した人数は 95 万人を超えた。これらの取り組みにより、社会全体の知財保護意識が高まり、イノベーターによる知的財産の活用が促進された。

（出典：中国知識産権资讯网 2024 年 7 月 25 日）

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=140355

○ その他知財関連

★★★1. 中国と韓国、著作権業界の発展を目指し戦略的協力協定を締結★★★

7 月 17 日、中国著作権協会と韓国著作権委員会は、著作権業界の健全な発展を目指し、戦略的協力協定を締結した。双方は長期的な交流メカニズムを構築することに合意した。

具体的には、音楽、映画、アニメーション、文学、ゲーム、芸術など、多岐にわたる著作権コンテンツの配信に関して、互いのコンテンツ資源の相互流通と協力を促進し、順調な配信協力チャネルの構築を探索することで、両国の文化交流をさらに強化する。

両協会は著作権業界の健全な発展を推進し、新たな課題に共同で対応することを目指す。これには、コンテンツの正規化の推進や権利侵害の予防も含まれる。

さらに、交流協力メカニズムを構築するために、双方はハイレベル代表団の相互派遣、相手国の著作権関連行政機関、業界協会、著作権関連企業、研究学術機関との広範な交流を行う計画である。

（出典：中国国際貿易促進委員会公式サイト 2024 年 7 月 24 日）

<https://www.ccpit.org/a/20240724/20240724rums.html>

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG（Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ）は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 3 回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPG ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro. go. jp

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/l?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : [pcb-ip@jetro. go. jp](mailto:pcb-ip@jetro.go.jp)

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved